

令和3年度における防災気象情報の改善について

京都地方気象台

今年度における防災気象情報の改善について、主な取組を以下のとおりお示しします。

1. 「顕著な大雨に関する気象情報」の運用開始（令和3年6月17日から）

「線状降水帯」がもたらす顕著な大雨への危機感を伝えるための情報提供を開始。
警戒レベル相当情報を補足する情報として、警戒レベル4相当以上の状況で発表。

2. 大雨特別警報（土砂災害対象）の改善（令和3年6月8日から）

発表判断に用いる指標を1kmメッシュの土壌雨量指数のみに変更。

3. 指定河川洪水予報の改善（令和3年6月1日から）

国管理河川における、指定河川洪水予報で提供している水位又は流量の予測情報を従来の3時間先までから6時間先まで延長。

4. 顕著な台風等が接近した際の呼びかけ方の改善（令和3年出水期から）

「特別警報級の台風」という表現を使用する場合は、大雨や暴風等によってどのような災害が想定されるのかがより伝わるよう解説を一層強化。

5. 防災気象情報と警戒レベルとの対応の改善（令和3年出水期から）

警戒レベル5に「災害の切迫」がある状況も含まれることに伴い、引き続き大雨特別警報を警戒レベル5緊急安全確保の発令基準設定例として位置付け。

6. キキクル(危険度分布)のメール通知の改善（令和3年6月8日から）

住民の自主的な避難の判断によりつながるよう、キキクル(危険度分布)通知サービスについて、政令指定都市については、よりきめ細かい区単位でも通知を開始。

7. 「記録的短時間大雨情報」の改善（令和3年6月8日から）

速やかな安全確保が必要な危険な状況となっていることを適切に伝えられるよう、記録的短時間大雨情報を当該市町村が警戒レベル4相当の状況となっている場合にのみ発表。

8. 警戒レベルと対応した高潮警報等の改善（令和3年6月8日から）

自治体や住民が高潮警報のみで避難が必要とされる警戒レベル4に相当しているかを判断できるよう、暴風警報発表中の「高潮警報に切り替える可能性が高い注意報」は高潮警報として発表。

今般の防災気象情報の改善の詳細は、令和3年5月24日の気象庁報道発表資料をご参照ください。

(掲載 URL) https://www.jma.go.jp/jma/press/2105/24a/20210524_tsutaekatakaizen.html